

仲 裁 判 断

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
JSAA-AP-2024-007

申 立 人 : X

被申立人 : 特定非営利活動法人日本ソーシャルフットボール協会 (Y)

主 文

本件スポーツ仲裁パネルは次のとおり判断する。

- 1 申立人の請求 (1) を棄却する。
- 2 申立人の請求 (3) から (9) までを却下する。
- 3 仲裁申立料金 55,000 円は、申立人の負担とする。

理 由

第 1 当事者の求めた仲裁判断

- 1 申立人は、以下のとおりの仲裁判断を求めた。
 - (1) 被申立人が 2024 年 4 月 4 日に行った「2024 年ソーシャルフットボール日本代表候補セレクション」合格者発表による申立人の不合格決定を取り消す。
 - (2) 仲裁にかかわる費用全額を被申立人が負担する。
 - (3) 公平かつ公正で高次の「インテグリティ」【原文ママ、以下同じ。】「スポーツマンシップ」に則った明確な選考基準を申立人に提示する。選考基準策定に際しては、「インテグリティ」「スポーツマンシップ」に基づく決定過程とするために、選考基準設定委員会を設け、委員会内に必ず複数の新規外部専門家を招聘し委員内で十分精査した上で行う。
 - (4) 上記 (3) に基づき、選考基準設定委員会にて新たに策定した選考基準に則り申立人の選考過程を調査する。調査に当たっては、上記選考委員会全員が不合格決定に至った際の客観的事実を全て共有した上で、セレクション内容の録画された映像を客観的かつ十分に精査した上で公平・公正かつ厳正に行う。
 - (5) 上記 (4) の委員会の判断により、調査の結果合格とされるべきであったかを申立人に十分な証拠と厳正で高潔な選考基準との整合性を整えた体裁で伝達する。
 - (6) 上記 (5) の結果、本案件で本来なされるべきであった決定に即した決定と齟齬を生じた場合、再発防止のために上記委員会を再発防止委員会に組織変更し、再発防止策を策定した上で今案件の顛末概要と再発防止策を全ステークホルダーへ詳細に伝達し、HP 等でも告知し続ける。
 - (7) 上記 (5) の過程で当初の選考に瑕疵が認められる場合、その瑕疵の関連した人物を瑕疵の重大さに対応した処分を行う。処分された人物は再発防止委員会及び他の如何なる委員会への関与を認めない。
 - (8) 上記 (5) の結果、決定を取り消し申立人の名誉回復を図る。名誉回復の内容も HP 等で周知する。

- (9) 「インテグリティ」「スポーツマンシップ」に則った基本理念を策定し、基本理念遵守のための実行委員会を設置し、改革の方向性と人員体制、競技振興策を策定し、申立人に伝達し承認を受ける。

2 被申立人は、以下のとおりの仲裁判断を求めた。

- (1) 請求の趣旨 (1) にかかる申立てを棄却する。
- (2) 仲裁申立料金は申立人の負担とする。
- (3) 請求の趣旨 (3) から (9) までにかかる申立てを却下する。

第2 当事者

申立人は、2024 年度ソーシャルフットボール強化指定セレクションに応募し、参加した選手であり、スポーツ仲裁規則第3条第2項にいう「競技者等」である。

被申立人は、精神疾患・精神障がいのある人々を主たる対象とし、フットボール（サッカー及びフットサルであるが、主にフットサル）を普及・推進することを目的とする NPO 法人である（乙1から乙3まで）。被申立人は一般社団法人日本障がい者サッカー連盟の構成員である（乙4）が、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本パラスポーツ協会のいずれにも加盟していない（答弁書別紙）。

第3 判断の前提となる事実

申立人と被申立人との間に争いのない事実は以下のとおりである。

被申立人は、選拔選手を、「強化指定選手」、「日本代表候補選手」、「日本代表選手」の3つに区分している。「強化指定選手」とは日本代表キャンプ等の日本代表の諸活動に招集される可能性のある選手を、「日本代表候補選手」とは強化指定選手の中から実際に代表キャンプ等の日本代表の諸活動に招集され、同活動に参加した選手を、「日本代表選手」とは日本代表候補選手の中から実際に国際大会への派遣に選拔され、日本代表となった選手を、それぞれ指す（答弁書別紙）。

強化指定選手の活動期間は1年間であり（4月1日から翌年3月31日まで）、3月に活動の継続の意思を確認した後、日本代表監督を中心とした日本代表スタッフで協議し、継続の可否を選手に通知する。強化指定選手の人数は限定されていない。毎年3月から4月頃に強化指定選手のセレクションを実施し、4月以降に新規メンバーが強化指定選手リストに追加される。2023年より、既存の強化指定選手が参加する地域キャラバンや全国大会において、日本代表監督を中心とする代表スタッフの目に留まった選手につき当該選手が希望すれば強化指定選手に選拔する、という方法も取り入れられている（答弁書別紙）。

申立人は、被申立人が2023年12月16日に開催した「地域キャラバンA」に参加した。申立人は、開催前の同年11月18日に、被申立人のInstagramを通じて「今回の地域キャラバンは強化指定選手の選考の対象になっているのでしょうか」との問合せをなし、被申立人は、「選考の対象となる」との回答を同日行った。同キャラバンではクリニックや交流戦、講演会が行われた。同年12月30日、申立人は、被申立人のInstagramを通じて「今回のキャラバンでの強化指定選手の選考の結果を教えてください」と問い合

わせ、被申立人は「今回は選考の結果該当者はいません」との回答を同日行った(乙21)。

2024年2月5日、被申立人は、「2024年度ソーシャルフットボール強化指定選手セレクション開催のお知らせ」を被申立人のウェブサイト上に公表した(乙8)。併せて同日公表された「2024年度ソーシャルフットボール強化指定選手セレクション要項」には、「強化指定選手は、人数を限定せずに選出される。JSFA〔被申立人〕が強化指定選手の資質を認め、誓約書の締結を持って【原文ママ】強化指定選手となる。」と記されていた(乙9)。

「2024年度ソーシャルフットボール強化指定選手セレクション」は2024年3月24日に開催され、申立人はこれに参加した。当日は、選手各自がウォーミングアップを行い、午前11時頃、日本代表監督が全体の流れを説明した後、セレクションが開始された。セレクションの前半は基本練習(ステップ、対面パス、シュート、対人形式)がなされ、後半は5チームに分かれて5分程度のゲーム形式が採られた。

前半はフィールドプレイヤー(28名参加)とゴレイロ(ゴールキーパー)(6名参加)とに分かれ、フィールドプレイヤーの各選手のパフォーマンスは主に日本代表監督が、ゴレイロの各選手のパフォーマンスは主に日本代表ゴレイロコーチが確認した。

後半のゲーム形式では、数試合を行った段階で日本代表監督及び2名のコーチが協議し、各選手のおおよそのパフォーマンスを確認してチーム編成を変更し、更に数試合を行った。

セレクションが終了し、選手たちが解散した後、監督、コーチ2名、代表スタッフ4名の合計7名で協議し、合格候補選手を決定した(乙15)。被申立人は、合格者の最終決定を2024年4月4日に行い、同日、被申立人のウェブサイト上で合格者6名を公表する(乙17)とともに、合格者及び推薦者に結果をメールで送付した。申立人は合格者6名に含まれていない。

第4 仲裁手続きの経過

別紙「仲裁手続きの経過」のとおり。

第5 当事者の主張

1. 地域キャラバン A

申立人は、「地域キャラバン A」における選考が、客観的証拠に基づかず、専門的見地から十分に論理的な内容で明確に証明されていないと主張する。また、日本代表ゴレイロコーチの指導内容は、長身ゴレイロに対するものとしては適切であったとしても、申立人のように小柄なゴレイロについての視点は欠如していた、とも主張する。更に、短時間参加したフィールドプレイヤーの練習においては、守備時は攻撃者のボールを全てカットしたにもかかわらず申立人が評価されなかったことから、「両者〔日本代表監督およびゴレイロコーチ〕はある意図のために一貫して申立人の行うプレーを評価対象者から外したことは明白である、と主張する。

被申立人は、同キャラバンにおいて、監督及びコーチを中心とする代表スタッフの目に留まった選手はいなかった、と述べる。

2. 2024年度ソーシャルフットボール強化指定選手セレクション

申立人は、チームスポーツにおいて選手選考の明確な基準を立てづらいことは認めつつ、選考の際に考慮されるべきでない、被申立人が申立人について有していた特定の悪印象が考慮され、それにより合理的でない決定がなされたと主張する。申立人は、そのような悪印象は、2023 年 8 月のソーシャルフットボール全国大会関西予選における申立人による所属チーム関係者に対する厳しい叱責、及び、2023 年 12 月開催の「地域キャラバン A」に関してそれが強化指定選手の選考を兼ねているかどうかについて度重ねて申立人がなした質問により、被申立人が抱くに至ったと主張する。

申立人は、本来考慮されるべきでない事項を考慮して強化指定選手の選出がなされたことを示す事情として、①ゲーム形式における組み分けにおいて下位の組に割り当てられたこと、②被申立人が証拠として提出した同セクションを録画した動画に基づき、申立人の方がゴレイロとして強化指定選手に選ばれた選手よりも高い技能を示していたことがデータに表れていること、③選考に当たった日本代表監督及びコーチが、申立人が高い評価を与えられるべきプレーをした際には申立人を見ておらず、その一方で結果的に強化指定選手に選ばれた選手のプレーには注目していること、並びに、④被申立人が撮影した動画が専ら合格した選手を追っており申立人を対象としていないこと、を挙げる。これらの事情に基づき、申立人は、被申立人は事前に可否対象者を絞り、申立人を不合格とすることはセクションの開始前から内部的に決まっていた、と主張する。

被申立人は、同セクションにおいては、ゴレイロに求められる基本的な資質である、キャッチングや身のこなし、スローの強さや精度、足元の技術、シュートのボールを止める反応、ボールを怖がっていないか、先読みしていないか（シュートが来る前に自分の予想で動くのではなく、シュートが来てから判断する）、ボールから顔を背けていないかなどを総合的に評価して合格候補者を選定しているとした上で、申立人につき、上記基本的資質について特筆すべき点はない一方で、先読みをしてしまう点やボールから顔を背けるプレーが見ていて気になった点であり、現在の強化指定選手（ゴレイロ）の実力に届かないと判断した、と主張する。

3. 強化指定選手選考手続の整備

申立人は、公平かつ公正で高次の「インテグリティ」「スポーツマンシップ」に則った明確な選考基準を定めることを被申立人に求める。

被申立人は、スポーツ庁制定の「スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞」原則 3 (3) の補足説明において「団体種目であって、明確かつ具体的な選考基準にかかる規程を整備することが困難である場合については必ずしも規程の整備は求められない」とされていることを指摘しつつ、チームスポーツであるフットサルの場合数値的基準で選抜することは不可能であると主張する。その一方で、強化指定選手の選考基準に関する規程を整備しようとしているものの策定には至っていない、と述べる。

第 6 本件スポーツ仲裁パネルの判断

1. 管轄権

申立人は、仲裁申立てにより、本件をスポーツ仲裁規則に基づく紛争解決に付託する旨の同意を表明した。被申立人は、仲裁による紛争解決に関する規則を有していないが、2024 年 7 月 18 日付の回答書により、本件をスポーツ仲裁規則に基づく紛争解決に付託する旨の同意を表明した。したがってスポーツ仲裁規則に基づく紛争解決に関する合意

が両当事者間に成立しており、本件スポーツ仲裁パネルの管轄権は当該合意及びスポーツ仲裁規則に基づき認められる。

スポーツ仲裁規則第2条第1項は、「この規則は、スポーツ競技又はその運営に関して競技団体又はその機関が競技者等に対して行った決定について〔なされる〕仲裁申立てに適用される」と定める。申立人の請求のうち、(3) から (9) までは、同項にいう「決定」についてなされたものではないため、本件スポーツ仲裁パネルの管轄外であり、却下を免れない（JSAA-AP-2013-003 等）。

2. 本案

申立人は、2024 年度ソーシャルフットボール強化指定選手セレクションにおいて申立人を強化指定選手に選ばなかった決定の取消しを求めている（請求（1））。

(1) 総論

日本スポーツ仲裁機構におけるスポーツ仲裁において競技団体の決定の効力が争われた場合の仲裁判断基準として、仲裁判断の先例によれば、競技団体についてはその運営に一定の自律性が認められ、その限度において仲裁機関は競技団体の決定を尊重しなければならない。仲裁機関としては、①競技団体の決定がその制定した規則に違反している場合、②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、③決定に至る手続に瑕疵がある場合、または④競技団体の制定した規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合において、当該決定を取り消すことができると判断されてきている（JSAA-AP-2003-001、JSAA-AP-2003-003 等）。

本件スポーツ仲裁パネルもこの基準が妥当であると考え、本件においても上記基準に基づき判断する。

(2) 強化指定選手の選出に関する規則の欠如

被申立人は、強化指定選手の選出に関する規則を定めていない。

申立人も、強化指定選手の選出に関する規則が存在しないことを認めており、そのような規則の違反があるという主張は行っていない。

したがって、上記「(1) 総論」に示した4つの基準のうち、①競技団体の決定がその制定した規則に違反している場合、及び、④競技団体の制定した規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合、については検討する必要がある。

(3) 合理性の著しい欠如

申立人は、強化指定選手の選出に際して考慮されるべきでない事項（被申立人が申立人について有していた悪印象）が考慮されて選出がなされたと主張する。しかし、考慮されるべきでない事項が考慮されて選出がなされたことを示す証拠は提出されていない。また、申立人は、選出がそのようになされたことを示唆する間接事実を挙げているが（上記「第5 当事者の主張」）、仮にそれらの間接事実が認定できたとしても、考慮されるべきでない事項が考慮されて選出がなされたと認められない。

日本スポーツ仲裁機構における選手等の選考に関する仲裁先例に示されているように、本件スポーツ仲裁パネルは「専門的知見を有する〔競技団体〕の裁量」を考慮する（JSAA-AP-2022-001 等）。被申立人は自らの専門的知見に基づいて判断したと主張しており（上記「第5 当事者の主張」）、その主張を覆すだけの事情は示されていない。

したがって、2024 年度ソーシャルフットボール強化指定選手セレクションにおいて

申立人を強化指定選手に選ばなかった決定が著しく合理性を欠くとはいえない。

(4) 手続の瑕疵

申立人は、厳密な意味で「手続」の瑕疵でないとしても、強化指定選手選考の「過程」に瑕疵があると主張する。

「2024 年度ソーシャルフットボール強化指定セレクション」における強化指定選手選考の手続は、上記「第3 判断の前提となる事実」に示したとおりである。申立人も認めるとおり、ここに「手続」あるいは「過程」の瑕疵を見るのは困難である。申立人の主張は、結局は上記4基準の「②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合」に帰着する。

(5) 補論

申立人が、「地域キャラバン A」において申立人を強化指定選手に選ばないとした被申立人の決定の取消しを求めているかは必ずしも明らかでないが、念のため判断する。

申立人は、被申立人の「監督及びコーチを中心とする代表スタッフの目に留まった選手はいなかった」との説明に関し、被申立人は「専門的見地から十分に論理的な内容で明確に証明していない」と主張する。また、監督やコーチの専門的能力に疑問を呈している。

監督やコーチの専門的能力は、専門的知見を有する競技団体が判断すべきことである。また、強化指定選手の選考が明確な基準に基づいてなされるのが望ましいことはいうまでもないものの、被申立人が主張し、申立人も認めるように、チーム競技において数値に基づく客観的な選考基準を設定するのは著しく困難であり、スポーツ団体がバナンスコード（上記）が原則3（3）の補足説明において「団体種目であって、明確かつ具体的な選考基準にかかる規程を整備することが困難である場合については必ずしも規程の整備は求められない」と定めていることも考慮すると、申立人が強化指定選手に選ばれなかったことが「専門的見地から十分に論理的な内容で明確に証明」されなかったとしても、上記4基準の「②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合」に該当するとはいえない。

第7 結論

以上に述べたことから、本件スポーツ仲裁パネルは、主文のとおり判断する。

以上

2025 年 6 月 9 日

スポーツ仲裁パネル

仲裁人 濱本 正太郎

仲裁人 石渡 進介

仲裁人 合田 雄治郎

仲裁地：東京

仲裁手続の経過

1. 2024年7月4日、申立人は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「機構」という。）に対し、「仲裁申立書」「証拠説明書」及び書証（甲1）を提出し、本件仲裁を申し立てた。
2. 同月8日、機構は、スポーツ仲裁規則（以下「規則」という。）第14条第7項に基づき、被申立人に対して連絡をとり、申立てにかかる紛争をスポーツ仲裁パネルに付託する旨の合意を行うかどうか打診を行った。
3. 同月18日、被申立人は、機構に対し、「回答書」を提出し、申立てにかかる紛争をスポーツ仲裁パネルに付託する旨の合意を行った。
4. 同月19日、機構は、規則第15条第1項に定める確認を行った上、同条項に基づき申立人の仲裁申立てを受理した。
5. 同月24日、申立人は、機構に対し、「仲裁人選定通知書」を提出した。
6. 同月25日、申立人が提出した「仲裁人選定通知書」を基に、申立人選定仲裁人として石渡進介を選定し、「仲裁人就任のお願い」を送付した。
7. 同年8月1日、石渡進介は、仲裁人就任を承諾した。
同日、被申立人が期限までに仲裁人選定を行わなかったことを受け、機構は、被申立人側仲裁人として合田雄治郎を選定し、「仲裁人就任のお願い」を送付した。
8. 同月5日、合田雄治郎は、仲裁人就任を承諾した。
9. 同日、石渡仲裁人及び合田仲裁人に対し、「第三仲裁人選定のお願い」を送付した。
10. 同月9日、被申立人は、機構に対し、「答弁書」「証拠説明書」及び書証（乙1ないし27）を提出した。
同月22日、石渡仲裁人及び合田仲裁人が期限までに第三仲裁人選定を行わなかったことを受け、機構は、第三仲裁人として濱本正太郎を選定し、「第三仲裁人就任のお願い」を送付した。
同日、濱本正太郎は、第三仲裁人就任を承諾し、濱本正太郎を仲裁人長とし、石渡進介及び合田雄治郎を仲裁人とする、本件スポーツ仲裁パネルが構成された。
11. 同月26日、本件スポーツ仲裁パネルは、申立人に対する釈明事項とうについて、「スポーツ仲裁パネル決定（1）」を行った。
12. 同年9月2日、申立人は、機構に対し、「被申立人答弁書に対する反論及び要求書」を提出した。
13. 同月9日、機構は、仲裁専門事務員として大嶽雄輝を選定し、「仲裁専門事務員就任のお願い」を送付した。
14. 同月10日、大嶽雄輝は、仲裁専門事務員就任を承諾した。
15. 同月18日、本件スポーツ仲裁パネルは、被申立人に本件に関する資料の開示を求め、申立人に開示資料に関する誓約書の提出を求める「スポーツ仲裁パネル決定（2）」を、被申立人側と仲裁人との利益相反について、「スポーツ仲裁パネル決定（3）」を行った。
同日、申立人は、機構に対し、「スポーツ仲裁パネル決定（2）」に応じ、誓約書

を提出した。

16. 同年 10 月 2 日、被申立人は、機構に対し、「スポーツ仲裁パネル決定（2）」及び「スポーツ仲裁パネル決定（3）」に応じ、「仲裁パネル決定（2）（3）回答」を提出した。
17. 同月 3 日、本件スポーツ仲裁パネルは、申立人に対し被申立人の開示資料のうち申立人の主張と関連する部分の特定等について、「スポーツ仲裁パネル決定（4）」を行った。
18. 同月 10 日、申立人は、機構に対し、「スポーツ仲裁パネル決定（4）」に応じ、「JSAA-AP-2024-007 号仲裁事案スポーツ仲裁パネルにおけるスポーツ仲裁パネル決定(4)による指示に対する申立人の主張文」及び別紙を提出した。
19. 同月 22 日、本件スポーツ仲裁パネルは、被申立人に対し申立人の主張に対する反論の主張書面の提出及び本件に関する釈明事項等について、「スポーツ仲裁パネル決定（5）」を行った。
20. 同年 11 月 11 日、被申立人は、機構に対し、「スポーツ仲裁パネル決定（5）」に応じ、「被申立人主張書面（1）」の提出及び資料を開示した。
21. 同月 27 日、本件スポーツ仲裁パネルは、各当事者に対し、証人尋問を申し出る場合の証拠申出書等の提出期限並びに追加の主張及び書証の提出について、「スポーツ仲裁パネル決定（6）」を行い、併せて「スポーツ仲裁パネル決定（6）別紙：証拠申出書雛形」を送付した。
22. 同年 12 月 9 日、申立人は、機構に対し、申立人本人を人証として申請する「証拠申出書」及び「仲裁パネル決定(5)被申立人書面に対する反論及び要求書」を提出した。
23. 同月 12 日、本件スポーツ仲裁パネルは、本人尋問の決定及び審問期日等について、「スポーツ仲裁パネル決定（7）」を行い、併せて「スポーツ仲裁パネル決定（7）別紙：オンライン審問の要領（AP-2024-007）」を送付した。
24. 同月 17 日午後 2 時より、本件スポーツ仲裁パネルは、審問期日をオンラインにて開催した。本人尋問終了後、本件スポーツ仲裁パネルにより、申立人及び被申立人に対し、和解協議の打診を行ったところ、各当事者はこれに応ずる可能性を回答した。同期日において、本件スポーツ仲裁パネルは、被申立人に対し、和解協議のための和解条項案の提出を求めた。
25. 同月 27 日、本件スポーツ仲裁パネルは、各当事者に対して和解を協議するための進行協議期日の開催日時等を通知した。
26. 2025 年 1 月 17 日、申立人は、機構に対し、本件仲裁申立てを取り下げるため取下書を提出した。
同日、機構は、被申立人に対し、取下げに同意する場合の取下げ同意書（ひな型）を送付した。
27. 同月 23 日、本件スポーツ仲裁パネルは、被申立人に対し、同日までに申立人の取下げに同意するか否かの回答を求めた。
同日、被申立人は、機構に対し、申立人の取下げに同意しない旨を申述した。
28. 同月 24 日、本件スポーツ仲裁パネルは、進行協議期日をオンラインにて開催し、被申立人に対し本件仲裁申立ての取下げへの同意又は不同意の意思表示を書面ですること及び改めて和解協議のための和解条項案の提出を求めた。なお、申立人は進行協議期日に欠席した。

29. 同月 28 日、本件スポーツ仲裁パネルは、申立人に同月 24 日に行われた進行協議期日の結果を共有した。
30. 同年 2 月 3 日、被申立人は、機構に対し、本件仲裁申立ての取下げに不同意であること及び和解条項案に関する「ご連絡」及び「令和 7 年 1 月 20 日付書面」を提出した。
- 同日、本件スポーツ仲裁パネルは、申立人に対し被申立人が提出した和解条項案への意見を求め、不同意の場合には和解条項案の修正案の提出を求める旨の「スポーツ仲裁パネル決定（8）」を行った。
31. 同月 22 日、申立人は、機構に対し、「スポーツ仲裁パネル決定（8）」に応じ、「スポーツ仲裁パネル決定（8）」に対する意見及び要求書」を提出した。
32. 同月 27 日、本件スポーツ仲裁パネルは、申立人の「スポーツ仲裁パネル決定（8）」に対する意見及び要求書」の内容に関する釈明事項等について、「スポーツ仲裁パネル決定（9）」を行った。
33. 同年 3 月 12 日、申立人は、機構に対し、「スポーツ仲裁パネル決定（9）」に応じ、「スポーツ仲裁パネル決定（9）」に対する回答」を提出した。
34. 同月 17 日、本件スポーツ仲裁パネルは、被申立人が提出した和解条項案に関する釈明事項等について、「スポーツ仲裁パネル決定（10）」を行った。
35. 同月 24 日、被申立人は、機構に対し、「スポーツ仲裁パネル決定（10）」に応じ、「被申立人仲裁和解条項案」を提出した。
36. 同月 25 日、本件スポーツ仲裁パネルは、申立人に対し被申立人が改めて提示した和解条項案について意見を求める旨の「スポーツ仲裁パネル決定（11）」を行った。
37. 同年 4 月 4 日、申立人は、「スポーツ仲裁パネル決定（11）」に応じ、被申立人の和解条項案に不同意とした上で和解条項に求める条件に関する「スポーツ仲裁パネル決定（11）」に対する回答」を提出した。
38. 同月 10 日、本件スポーツ仲裁パネルは、被申立人に対し和解条項案を再提出するか否かを確認する旨の「スポーツ仲裁パネル決定（12）」を行った。
39. 同月 24 日、被申立人は機構に対し、「スポーツ仲裁パネル決定（12）」に応じ、和解条項案を再提出しない旨を申述した。
40. 同月 28 日、本件スポーツ仲裁パネルは、審理終結と仲裁判断に関する予定及び主張等の追加提出期限について、「スポーツ仲裁パネル決定（13）」を行った。
41. 同年 5 月 12 日、本件スポーツ仲裁パネルは、本件の審理を終結した。
42. 同年 6 月 2 日、本件スポーツ仲裁パネルは、本件の仲裁判断の発出時期を変更する旨の「スポーツ仲裁パネル決定（14）」を行った。

以上

以上は、仲裁判断の謄本である。
公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
代表理事（機構長） 沖野 眞己
(公印省略)